各 補助対象施設 管理者 殿

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 高齢福祉課長 (公 印 省 略)

令和元年度当初予算における地域介護・福祉空間整備等施設整備 交付金の第2次協議について(通知)

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年8月6日付で関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課から、標記の協議を実施する事務連絡がありました。

ついては、事業の実施をご検討の上、積極的にご活用いただきますようお願い します。

なお、<u>定員 29 人以下の小規模施設等については、協議書の提出先は事業所所在</u> 地の各市町村になりますのでご注意ください。

1 補助対象事業

- ① 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー整備支援事業
- ② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業
- ③ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- ④ 高齢者施設等のブロック塀改修支援事業
- ※補助対象事業によって、補助対象施設が異なりますので、掲載場所にある「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助対象整理表」を必ずご確認ください。

2 掲載場所

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

- → 5. 国・県の通知
 - → 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
- 3 提出資料
 - •「先進的事業整備計画書」
 - 添付書類
 - ア. 平面図、位置図、写真等(現況及び改修箇所が分かるもの)
 - イ. 見積書(公的機関、工事請負業者)
 - ※ 公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積 を複数提出すること
 - ・「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積確認シート」
 - ※ 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー整備支援事業に該当する 場合のみ提出
- 4 提出方法・部数 紙媒体3部+電子媒体(下記へメール添付で提出)
- 5 提出先

【郵送・メール】

特別養護老人ホーム、老人短期入所施設(特別養護老人ホームに併設又は定員 30人以上の単独型の事業所)、軽費老人ホーム、養護老人ホーム

→高齢福祉課 福祉施設グループ

fshisetsu. 508@pref. kanagawa. jp

介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム

→高齢福祉課 保健・居住施設グループ hoken-kyojyu. tt77@pref. kanagawa. jp

通所介護事業所(定員19人以上)

→高齢福祉課 在宅サービスグループ

kaigoshidou@pref.kanagawa.jp

6 県への提出期限

令和元年8月30日(金)必着

※ 定員 29 人以下の小規模施設等については、提出先の事業所所在地の各市 町村へ別途ご確認ください。

【照会先】

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

福祉施設グループ 望月 045-210-1111 内線 4852

保健・居住施設グループ 今野、國久 045-210-1111 内線 4857、4858

在宅サービスグループ 辻 045-210-1111 内線 4841

都道府県 各 中核市 指定都市

高齢者施設等整備担当課 御中

関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課

令和元年度当初予算における地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の 第2次協議について

標記の交付金については、介護施設等における防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー等の整備、老朽化に伴う大規模修繕等のほか、「防災・減災、国土強靭化のための3カ年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)を踏まえ、施設の耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修、大規模停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するための非常用自家発電設備の整備に必要な経費として、令和元年年度当初予算において約64億円を計上しているところです。

つきましては、下記のとおり令和元年度当初予算の第2次協議を実施しますので、ご協力と事業の実施をご検討の上、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内の市区町村分(指定都市、中核市を除く)の協議について取りまとめいただきたく、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

記

- 1. 補助対象事業及び補助協議単価等 別紙のとおり
- 2. 提出資料(該当事業のみ提出)
- (1)「先進的事業整備計画書」(別添1)
 - ① 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー整備支援事業
 - ② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業
 - ③ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
 - ④ 高齢者施設等の安全対策強化事業

上記の必要添付書類

- ア. 平面図、位置図、写真等 (現況及び改修箇所が分かるもの)
- イ. 見積書(公的機関、工事請負業者等の民間事業者)
- 公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を 複数提出すること
- (2)「整備計画一覧表」(別添2)…⑤

①、②、③、④に係る整備計画一覧表 都道府県は、管内市区町村分(<u>指定都市、中核市を除く</u>)を 取りまとめた上で、ご提出をお願いします。

3. 提出先

関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課福祉係 伊野 〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階

4 提出方法 部数

- (1)①、②、③、④の資料及び必要添付書類 <u>紙媒体 2部</u> (ファイリング、背表紙を入れ、自治体(可能であれば事業所)ごとに タブ等で仕分けして提出)
- (2) ⑤の資料 紙媒体 2部 + 電子媒体(伊野のアドレスに送信)
- 5. 提出期限

令和元年9月6日(金)までに到着するよう提出

6. 留意事項

- 〇予算を上回る協議となる可能性があることから、今回の協議にあたっては、 実施主体ごとに、優先順位を付して協議してください。なお、当省では、「防 災・減災に関する緊急対策」推進の観点から耐震化整備、ブロック塀等の改 修整備、非常用自家発電設備の整備を優先する方針としています。
- ○第1次協議書を当省で審査した際、単純な事務処理誤りが散見されたことから、別添4のチェックリストを活用いただく等により、適切に内容の確認を行ってください(都道府県は取りまとめる管内市区町村分の確認もお願いします)。
- 〇なお、併せて、「高齢者施設等における冷房設備の整備の推進について(依頼)」(令和元年8月6日付け事務連絡)も参考にしてください。
- 〇当省から地方自治体への内示は、11月中旬頃の予定です。
- ○当局への交付申請にあたっては、内示額を上回ることのないよう お願いします(内示額までしか交付できないため)。

【照会先】

〇協議書類や要項等について

厚生労働省老健局高齢者支援課施設係

電 話:03-5252-1111(内線3927)

メール: kiban-seibi@mhlw.go.jp

○厚生局への手続き等について・整備計画一覧表電子媒体送付先 関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課 伊野

電 話:048-740-0733 メール:ino-hiroyuki@mhlw.go.jp